

## 「(仮称)さいたま市インターネット上の誹謗中傷等防止及び被害者支援等に関する条例(素案)」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
1	<p>【条例名称】</p> <p>①条例の名称についてSNS上の誹謗中傷を含む「包括的差別(ヘイト・スピーチ)禁止条例」を検討していただきたい。そのために審議会(専門家、当事者を入れた検討委員会)を早急に設置してほしい。</p> <p>理由)SNS上だけではなく、市中の悪質な街宣もあり、平穏な生活が侵害されることがある。</p>	条例名	1	<p>本条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援が目的であり、目的を達成するため、不当な差別的言動等を含めた誹謗中傷等を防止するための施策及び被害者を支援するための施策等を規定しています。</p> <p>ご意見いただいた「包括的差別禁止」については、本条例の趣旨を超えているため、修正いたしません。差別問題は重要な課題であると認識しておりますので、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
2	<p>【前文】</p> <p>①「インターネット上」→『SNS等のQRコード等を含む インスタグラム LINE等において』、とこれから広まってくるであろう通信手段を記述するのはどうでしょうか？ネット空間と表現しても良いくらいに広まってくるので、そのことを示す内容でも良いかと。</p>	前文	1	<p>インスタグラム、LINEなど個別のツール名の記載は、今後、ツール名の変更や廃止が生じた場合、条例改正が必要となることから、個別のツール名を記載していません。</p>	素案のままいたします。
3	<p>【前文】</p> <p>①相手に対する思いやり →『情報対象者に対する権利の擁護、及びアウティングや権利侵害の危険性の研修』と具体的に記述はどうか？</p>	前文	1	<p>前文は、条例制定の必要性を示したものであり、具体的な施策を示すものではないと考えています。</p>	素案のままいたします。
4	<p>【前文】</p> <p>①被害者に寄り添い、被害者の視点に立った支援→『精神的な援助やカウンセリングでは解決し得ない問題に対しては法的な権利回復の方法を含む助言』</p>	前文	1	<p>前文は、条例制定の必要性を示したものであり、具体的な施策を示すものではないと考えています。</p>	素案のままいたします。
5	<p>【目的】</p> <p>①差別の解消の立場に立って、地域でさらに推進するという目的を明確にしていきたい。</p>	第1条	1	<p>本条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援が目的であり、目的を達成するため、不当な差別的言動等を含めた誹謗中傷等を防止するための施策及び被害者を支援するための施策等を規定しています。</p> <p>ご意見いただいた「差別の解消」については重要な課題であると認識しておりますので、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
6	<p>【目的】</p> <p>①第1条目的</p> <p>「全ての市民等が、互いに思いやりを持ち、基本的人権に配慮しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会を実現することを目指し、」この部分について「全ての市民等が、互いの基本的人権を尊重する精神を持って、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会を実現することを目指し、ネット上の人権侵害・差別をなくしていくのに対して、「思いやり」は個人の問題となってしまうので、ここでは人権啓発や教育の課題も含め、「基本的人権を尊重する精神を持って」とすべきです。</p> <p>※同様意見1件</p> <p>②文・第1条:「互いに思いやりを持ち」との文言は、「人権」理解をゆがめる恐れがあり、使わないでいただきたい。「基本的人権」は個人の善意に基づくものではないからです。相手に「思い」があろうとなかろうと、相手の存在を認めるところから出発しなくてはならないと考えます。</p>	第1条	3	<p>「思いやり」は個人の問題というご意見をいただきましたが、本プロジェクトチームでは、個人個人が相手に対して思いやりを持って投稿することによりインターネット上の誹謗中傷等が減少すると考えており、また、市民にとってわかりやすい表現であると考えています。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
7	<p>【目的】</p> <p>①「配慮」という言葉も緩い。せめて「尊重」に。</p>	第1条	1	<p>ご指摘のとおり、修正します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。

8	<p>【定義】</p> <p>①第2条(定義)に差別的言動については、「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせなどの言動または当該属性を理由として不当な差別的取り扱いをすることを助長し、もしくは誘発すると判断できる言動」を書き加えていただきたいと思えます。</p> <p>※同様意見6件</p> <p>②定義をもっと明確に。</p> <p>③ネット上の誹謗中傷等の防止、被害者支援はその通り、なのですが、どのような内容が誹謗中傷であるかが不明確なので、運用上の困難が予想されないだろうか。日本国憲法でも保障される人権課題であり、また人権課題であれば、様々な人権保障の対象があるので、その具体を書き込んだ方が良いのではないかと。たとえば、教育委員会で学校で人権教育を実施する際にも、対象とする人権課題は明示しているのである。ちなみに埼玉県・埼玉県教育委員会では以下のテーマで分科会設定をしている。女性(男女平等)、高齢者、障がい者、子ども、部落、外国人、インターネット。</p> <p>④第2条(1)不当な差別的言動等による——の前にヘイト等の文言を入れてほしい。</p> <p>⑤第2条定義 例えば「〇〇人帰れ」というヘイトスピーチは特定の個人を指していないので、誹謗中傷だけではなく、差別、ヘイトスピーチなども加えるべきと考える。</p> <p>⑥第2条(定義)では、不当な差別的言動等による当事者については、その対象を明確にしないと適用があいまいになるので、その対象を「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等」といったように具体的に記述するべきだと考えます。</p>	第2条	12	ご指摘のとおり、差別的言動の定義を明確にします。	ご意見を踏まえ、誹謗中傷等の定義を修正しました。
9	<p>【定義】</p> <p>①「悪口」の定義はなにか。ひとによって捉え方が異なる恐れがあるため、もう少し詳細に定義すべきではないか。</p> <p>②「根拠がないこと」というが、「根拠の有無」はどのように判断されるのか。仮に科学的根拠であるとすれば、専門家以外にどれだけ正確に判断できるのか。正確な裏取りを情報発信の要件とすると、萎縮効果が生じるのではないかと。たとえば「自己の発信する情報が事実に基づかないことを知りながら」「情報を受信する者を誤解させる意図をもって」など、制約する内容を限定する文言を追加すべきではないか。</p> <p>③「表現によっては誹謗中傷に該当する可能性がある」というが、どのような表現が誹謗中傷に該当するのか。ひとによって捉え方が異なる恐れがあるため、もう少し詳細に定義すべきではないか。</p> <p>④(3)「侵害情報に該当しないが当該者に著しい心理的、身体的、経済的な負担を強いる情報」を(1)「誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動等当事者の権利を侵害する情報(侵害情報)」、(2)「侵害情報に該当する可能性のある情報」とともに独立した項目として並置しているが、このままでは自民党の裏金問題を告発するような情報発信についても、「そのせいで辞職を余儀なくされ、経済的な負担を強いられた」などと該当することになる恐れがあるのではないかと。そのような解釈及び運用を防げるような条文構成にすべきではないか。解釈及び運用上、「脅迫や成りすまし」を想定しているのであれば、その旨を条文に明記すべきではないか。</p> <p>⑤(第2条全体について)全体としてかなり広範な制約がなされており、「情報発信」に対する萎縮効果を生じさせる恐れがあるのではないかと。「被害者」を生まないようにすることは重要だが、それによって情報発信者の人権を侵害することとならないように留意すべきである。そのために、情報発信に対して制約を課すだけでなく、健全な発信を促進するような内容にすべきではないか。インターネットリテラシーを身につけるということは、「誹謗中傷等」に該当する範囲やその境界を正確に理解し、他者の人権を侵害しない範囲で情報発信ができる能力を獲得するということである。この条例による萎縮効果によって、情報発信そのものが減少した結果、誹謗中傷等の被害者が減少した、という不適切な事態を防止する内容にすべきではないか。</p>	第2条 条文解説3 ～4ページ	5	<p>本プロジェクトチームでは、「インターネット上の誹謗中傷等に関する悩みを抱える方の駆け込み寺」を作り、幅広く被害者からの相談を受ける体制を整備することが、有効な被害者支援策であると考えています。ご指摘いただいた定義を詳細化することについては、相談の間口を狭めてしまうおそれがあるため素案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、「情報発信に対して制約を課すだけでなく、健全な発信を促進するような内容にすべきではないか」については、ご指摘のとおりと考えておりますので、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
10	<p>【基本理念】</p> <p>①基本理念 プライバシー保護は大切だが、プライバシーであっても広く共有しなければならないものがあります。プライバシーの問題を転嫁するのではなく、相手を誹謗中傷することが問題なのです。「相手の人権を損ねるような投稿は許さない」ということがよろしいかと思えます。</p>	第3条	1	<p>本条例の目的は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援です。プライバシー権は、基本的人権の例示として掲げたものであり、誹謗中傷の問題をプライバシーの問題に転嫁したものではありません。</p> <p>いただいたご意見は条文に反映することはできませんが、「相手の人権を損ねるような投稿は許さない」という姿勢は重要であると認識しておりますので、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。

11	<p>【基本理念】</p> <p>①第3条 インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援は、プライバシー権等の基本的人権に対する市民等及び事業者の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨とするものとし、表現の自由その他日本国憲法の保障する自由及び権利を不当に侵害するものであってはならない。</p> <p>この部分について インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援は、差別されない権利・プライバシー権等の基本的人権に対する市民等及び事業者の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨とするものとし、表現の自由その他日本国憲法の保障する自由及び権利を不当に侵害するものであってはならない。</p> <p>「差別されない権利」を挿入 最近の東京高裁判例でも明快に述べられています。憲法に保障されている・記述されている「文言」を挿入したほうが、第1条との整合性があります。</p> <p>※同様意見1件</p>	第3条	2	<p>東京高裁の判例は承知していますが、素案で規定する「プライバシー権等の基本的人権」に「差別されない権利」は包含されていることから素案のとおりとさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
12	<p>【基本理念】</p> <p>①第3条(基本理念)に以下の文言を加筆する。</p> <p>行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実行する。</p> <p>※同様意見2件</p>	第3条	3	<p>基本理念は、本条例の目的の達成に向けた方針として規定するものであり、具体的な施策を規定していません。</p>	素案のままいたします。
13	<p>【基本理念】</p> <p>①不当に侵害する → 「不当に」を削除。</p>	第3条	1	<p>ご指摘のとおり、修正します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
14	<p>【基本理念】</p> <p>①条文の後半部分にあたる「表現の自由その他日本国憲法の保障する自由及び権利を不当に侵害するものであってはならない」という文言は、非常に重要である。これを前半部分にあたる「インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援は、プライバシー権等の基本的人権に対する市民等及び事業者の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨とする」の注意事項として明確に位置づけるために、前半部分を1項、後半部分を2項として分けて記述すべきではないか。</p>	第3条 条文解説5 ページ	1	<p>いただいたご意見は、条文の趣旨を修正するものではないため、素案のとおりとさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
15	<p>【市民等の役割】</p> <p>①第5条、6条、7条の「市民」「事業者」「議会」のそれぞれの「役割」は、いずれも「責務」と変えるべきだと思います。同様に「努めます」という表現は努力義務を意味し、この性格からいって表現が弱いと思います。これも「しなければならない」というような表現にしたほうが良いと思います。</p>	第5条	1	<p>本条例では、条例を所管する市の責務を規定し、市民等、事業者及び議会は市の施策に協力する立場であることから「役割」を規定しました。</p>	素案のままいたします。
16	<p>【事業者の役割】</p> <p>①第6条(事業者の役割)を(事業者の責務)に変更し以下の文言を加える。</p> <p>市が実施する第3条の施策に協力するよう努める。</p> <p>※同様意見2件</p> <p>②第5条、6条、7条の「市民」「事業者」「議会」のそれぞれの「役割」は、いずれも「責務」と変えるべきだと思います。同様に「努めます」という表現は努力義務を意味し、この性格からいって表現が弱いと思います。これも「しなければならない」というような表現にしたほうが良いと思います。</p>	第6条	4	<p>本条例では、条例を所管する市の責務を規定し、市民等、事業者及び議会は市の施策に協力する立場であることから「役割」を規定しました。</p>	素案のままいたします。
17	<p>【議会及び議員の役割】</p> <p>①第7条 この条例をつくらうとしているのに、なんか拍子抜けする条文だ。被害者に寄り添う姿勢が、あまり感じられない。第8条～第13条 具体的施策を市の担当者に任せると言うなら、条例を作った議員さんたちは何をするというのでしょうか。</p>	第7条	1	<p>素案第7条は、「基本理念にのっとり」と規定しております。素案第3条で規定する基本理念には、「互いに尊重し合う社会を実現することを旨とする」と規定しており、被害者に寄り添う姿勢を含んでいると考えています。</p> <p>また、本条例は議員提出議案としてインターネット上の誹謗中傷等に関する問題について市が実施する施策を後押しするものとして施策等の大きな方針等を示すものです。条例制定後、条例の目的を達成するための具体的な事務事業は市執行部が行うこととなりますが、議会の役割である執行部に対する監視機能を果たしてまいります。</p>	素案のままいたします。

18	<p>【議会及び議員の役割】</p> <p>①第5条、6条、7条の「市民」「事業者」「議会」のそれぞれの「役割」は、いずれも「責務」と変えるべきだと思います。同様に「努めます」という表現は努力義務を意味し、この性格からいって表現が弱いと思います。これも「しなければならない」というような表現にしたほうが良いと思います。</p>	第7条	1	<p>本条例では、条例を所管する市の責務を規定し、市民等、事業者及び議会は市の施策に協力する立場であることから「役割」を規定しました。</p>	素案のままいたします。
19	<p>【インターネットリテラシーの向上】</p> <p>①第9条第3項:「保護者の理解を得ながら」という部分は削除か、適切な修正をしていただきたい。いろいろな保護者がいます。一部の極端な保護者の声によって、学校が教育内容(教材や講師等)を主体的に組めなくなって、意欲的・効果的な取り組みが阻害されるという心配があります。(LGBT理解法の議論でも指摘されたことが念頭にあります)</p> <p>②第9条3項リテラシー教育に関して、「保護者の理解をえながら」とあるが、理解を得られなければやらないのかととらえられるので、市の姿勢を明確にするための表現に変えるべきだと考える。</p>	第9条第3項	2	<p>児童生徒のインターネットリテラシーの向上は学校だけでなく家庭においても同じ方向性を持って取り組む必要があると考えており、そのためにも保護者の理解が必要と考えています。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
20	<p>【相談支援体制の整備】</p> <p>①第10条:「相談支援体制」とあるが、さらに実効性を保障するような加筆をしていただきたい。話を聞いておわりなのか、と思わせないう、被害に対して具体的に支援方法を構築することを明記してもらえると良いと考えます。</p>	第10条	1	<p>施策の運用等については、素案第14条において、別に定めると規定しており、具体的には、実施計画、実施要領などにより規定することを想定しています。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
21	<p>【相談支援体制の整備】</p> <p>①第10条相談支援体制に関して、被害者は現状では訴訟をするにあたり、若干改正されたとしても多くの時間と費用がかかる。したがって、情報提供や助言、弁護士の紹介にとどまらず、訴訟費用の助成や当事者に代わって行為者を訴える等の措置を講ずるべきである。</p>	第10条	1	<p>本市には、インターネット上の誹謗中傷等に関する相談窓口がないことから、相談を受ける体制を最優先事項として、本条例において窓口を設置することを規定しました。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
22	<p>【相談支援体制の整備】</p> <p>①相談支援体制の整備について</p> <p>行政とは独立した第三者機関 オンブズマン制度の設置を求める。モニタリング、相談も専従スタッフが行う。この委員には弁護士、カウンセラー、当事者代表などからなる。</p>	第10条	1	<p>インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援体制として、相談しやすい環境の整備が必要であり、その手段の一つとして第三者機関による相談窓口も考えられます。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
23	<p>【相談支援体制の整備】</p> <p>①10条3項 当面この条例が出来るのはさいたま市なので、広範な相談が寄せられることが予想される。そのときにさいたま市でないかと切り捨てずに、『他の市町村につなぐ役目を果たすべき』ではないかと。</p>	第10条第3項	1	<p>本条例では、幅広く被害者からの相談を受けることとしています。市外の方からの相談に対しては、素案第8条の連携協力の規定により他の市町村につなぐことなどを想定しています。</p>	素案のままいたします。
24	<p>【基本的施策】</p> <p>①第7条を以下のように挿入する。</p> <p>(基本的施策)</p> <p>第7条 市は、次に掲げる施策に取り組むものとする。</p> <p>一 市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策</p> <p>二 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備</p> <p>三 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策</p> <p>※同様意見2件</p>	—	3	<p>ご意見いただいた内容につきましては、第4条に市の責務として規定しており、また、具体的な施策として第9条及び第10条に規定しております。第9条及び第10条については項を分けて詳細に記載させていただいたため、素案のままいたします。</p>	素案のままいたします。
25	<p>【行為者等の相談体制の整備】</p> <p>①第11条に行為者等の相談体制の整備を加える。</p> <p>市は行為者の誹謗中傷等を抑制するため、相談支援体制を整備する。その相談内容に応じて必要な情報を提供する。そのための専門的機関を紹介する。</p> <p>※同様意見2件</p>	—	3	<p>素案の第10条第3項において、行為者等の相談を規定しています。</p>	素案のままいたします。

26	<p>【行為者への助言、説示】</p> <p>①第13条に助言・説示を加える。 (説示または助言)</p> <p>市は、前条の規定による要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる。</p> <p>※同様意見5件</p> <p>②この条例の適用範囲や具体的な規制内容に関してもっと検討が必要です。例えば誹謗中傷行為の定義や判断基準、違反行為の報告手続きなど、明確な基準や指針が示されるべきです。また、何よりも被害者に対し迅速で適切な支援体制の整備が必要です。そのうえで、行為者への助言や説示を行っていただきたい。</p> <p>③私は、さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例案に対して現在のインターネット上の現状を見る限り、悪質なサイトがたくさんあると思っています。こうしたなかで、差別的な書き込みを行う人たちに対しては説示又は助言を行う必要があると思います。市においては、こうした体制を構築する必要があると思います。</p> <p>④市からプロバイダに、削除要請を行っても削除されず、また、発信者が特定できる場合は、市はその発信者に対して説示を行う事ができる。</p> <p>⑤被害者への迅速かつ適切な支援体制の整備も求められます。その上で、行為者への助言、説示を行って頂きたい。</p>	—	10	<p>行為者への助言、説示については、素案第10条第3項で規定する行為者からの相談において実施することを想定しています。</p> <p>市として行為者を特定し、助言、説示することは想定していませんが、いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p> <p>素案のままといいた します。</p>
27	<p>【モニタリング】</p> <p>①ネット上のヘイトに関してモニタリングを実施してほしい。</p> <p>②現在、インターネット上では、在日朝鮮人をはじめとする外国人への誹謗中傷、差別的言説が溢れかえっている状況です。是非、こういったものへのモニタリング活動を行い、さいたま市に関するものについての法務局やプロバイダー(削除要請)等への働きかけは勿論、他の地域に関わるものでも政府や他の自治体と連携して情報交換し、プロバイダーへの働きかけなどもなされるようにしていただけたらと思います。</p> <p>③第14条にモニタリング事業の実施を加える。 (モニタリング事業)</p> <p>第1条の趣旨に基づき、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題を監視するため、市によるモニタリングをおこなう体制を構築する。</p> <p>※同様意見4件</p> <p>④現在、部落問題にかかわる悪質な投稿については、市町村行政の首長による削除要請が法務局へおこなわれています。インターネット上の問題を被害者からの申し出を待つのではなく、さいたま市のモニタリング事業として実施していただきたい強く要望します。現在、同和問題についてのモニタリングがおこなわれていますが、その他「障害者」「在日韓国・朝鮮人へのヘイト」など多くの人権課題に関する差別に対しモニタリングは必要です。</p> <p>※同様意見1件</p> <p>⑤「インターネット上の誹謗中傷等の防止」を目的にしていますので、ぜひ、モニタリングを行って欲しいと思います。</p> <p>⑥第14条にモニタリング事業の実施を加えるべきだ。 「第1条の趣旨に基づき、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題を監視するため、市によるモニタリングをおこなう体制を構築する。」というような文言を加えるべきだ。</p> <p>⑦インターネット上の差別情報は常に監視することが必要なので、市によるモニタリングを行う体制の常設されなければならないと思います。そこでモニタリングの常時実施を担保する条項を設けるべきだと考えます。</p> <p>⑧行為者に対する、例えば、警告などの、この条例違反者への罰則規定ももりこむべきだ。そうするには、モニタリング実施や、プロバイダーへの削除要請、協力要請が必要だが、せっかく作るのであれば、そこまでやってほしい。</p> <p>⑨行政とは独立した第三者機関 オンブズマン制度の設置を求める。モニタリング、相談も専従スタッフが行う。この委員には弁護士、カウンセラー、当事者代表などからなる。</p>	—	14	<p>現在、県内自治体と連携して同和問題に関するモニタリングを実施し、悪質な投稿について法務局を通じて削除要請を行っており、この取組は条例素案の第8条(連携協力)に含まれています。</p> <p>ご意見いただいた、モニタリング対象の拡大や市単独事業とすることについては、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p> <p>素案のままといいた します。</p>

28	<p>【削除要請】</p> <p>①インターネット上の誹謗中傷について、そのままにしておくことのないよう削除要請をプロバイダーに要請できるようにしていただきたいと思ひます。</p> <p>②第12条に削除の要請等を加える。 (削除の要請等)</p> <p>第12条 市は、インターネット上において、特定の個人(市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。)若しくは当該個人により構成される集団又は市内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)に対する当該侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報を行うことができる。</p> <p>※同様意見5件</p> <p>③条令案に(削除の要請等)の項目を加えていただきたいと思ひます。</p> <p>④私は、インターネット上の誹謗中傷について、そのままにしておくことのないよう削除要請をプロバイダーに要請できるようにして頂きたいと思ひます。そのためには単に誹謗中傷というだけではなく、誹謗中傷行為の定義や判断基準を明確にし、さらに加えて不当な差別的言動等についてもその定義を行った上で、削除要請を行って頂きたい。</p> <p>⑤第12条:「体制の整備」についても、実効性を感じさせる文言を入れていただきたい。差別的な情報の削除要請をすとか、加害者側にペナルティを与えよとか。</p> <p>⑥誹謗中傷等の被害を受けた人が、プロバイダに削除の要請を行っても、情報が削除されない場合、市からプロバイダに削除要請を行うこと。</p> <p>⑦行為者に対する、例えば、警告などの、この条例違反者への罰則規定ももりこむべきだ。そうするには、モニタリング実施や、プロバイダーへの削除要請、協力要請が必要だが、せつかく作るのであれば、そこまでやってほしい。</p> <p>⑧インターネット上の差別情報は拡散が早いので、早期の削除が必要となります。そこで(削除の要請等)の条項を設けて、特定電気通信役務提供者に削除を要請できる内容にすべきだと考えます。</p>	—	13	<p>削除要請については、権利侵害情報の送信防止措置を講じていただくためのプロバイダ等に対する削除要請が考えられますが、現行法制度においては、送信防止措置を講じるか否かは、プロバイダ等の判断に委ねられており、プロバイダ等では対応に苦慮されていると推察され、削除されない又は削除まで時間がかかるなど実効性が薄いと考えられることから規定することを見送りました。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し参考とさせていただきます、国の動向を注視してまいります。</p>
29	<p>【行為者の公表、罰則】</p> <p>①ヘイト解消法またはさいたま市条例違反として公表することで、何が不当な人権侵害言論なのか、啓発・広報の素材としてほしい。</p> <p>②行為者への助言や接辞を行っていただきたい。現状をみると、従わない場合が多いので、罰則についても考慮してはかがかと思ひます。</p> <p>③第13条に助言・説示を加える。 (説示または助言)</p> <p>市は、前条の規定による要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる。※3回の説示を行っても行為が続けられる場合罰則も検討する。</p> <p>※同様意見5件</p> <p>④差別的な書き込みを行う人たちに対しては説示又は助言を行う必要があると思ひます。市においては、こうした体制を構築する必要があると思ひます。しかし、こうした指導に対して従わない場合には、氏名の公表等の罰則も検討する必要があると思ひます。</p> <p>⑤第12条:「体制の整備」についても、③と同様、実効性を感じさせる文言を入れていただきたい。差別的な情報の削除要請をすとか、加害者側にペナルティを与えよとか。</p> <p>⑥この条例には罰則を設けるべきかと考えます。インターネットという安易な行動で相手を傷つける側の軽さと、傷つけられる側の重さは全く違ひます。命に関わることだからです。</p> <p>⑦行為者に対する、例えば、警告などの、この条例違反者への罰則規定ももりこむべきだ。そうするには、モニタリング実施や、プロバイダーへの削除要請、協力要請が必要だが、せつかく作るのであれば、そこまでやってほしい。</p> <p>⑧罰則規定 勧告に従わない場合は公表。プロバイダーに削除を命令できる権限を有する。悪質な場合は告発し刑事罰を科する。</p> <p>⑨被害者への迅速かつ適切な支援体制の整備も求められます。その上で、行為者への助言、説示を行って頂きたい。但し、こうした助言、説示に従わないことがあるので、罰則についても考慮すべきだと思ひます。</p> <p>⑩削除要請を行っても削除されない場合は、当該情報の発信者、及び拡散者に説示できる条項を設け、それでも削除されない場合は罰則を加えられるという内容にすべきだと考えます。</p>	—	15	<p>行為者の公表については、公表することにより新たな誹謗中傷等が発生するおそれがあるため、実施することを想定していません。</p> <p>インターネット上の誹謗中傷等のように法という形式において罰則で解決できるような問題ではなく、誹謗中傷等が削除されないために被害者の心の問題として残る可能性があるため、市民とどう向き合っていくのか市の姿勢を示すことが大切と考え、本条例は、群馬県をはじめとする各自治体で策定されている行動様式等(インターネットリテラシー向上、相談体制等)規定した理念条例としました。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>

素案のままといたします。

素案のままといたします。

30	<p>【第三者機関の設置】</p> <p>①第三者機関を設置してほしいです。</p>	—	1	<p>第三者機関は、インターネット上の投稿について誹謗中傷等に該当するかなどについて市が諮問する機関であると認識しています。市から削除要請を行うことを想定していないため、第三者機関の設置は不要と考えていますが、いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
31	<p>【明確な基準、指針の策定】</p> <p>①この条例の適用範囲や具体的な規制内容に関してもっと検討が必要です。例えば誹謗中傷行為の定義や判断基準、違反行為の報告手続きなど、明確な基準や指針が示されるべきです。</p> <p>②この条例は、インターネット上で発生する誹謗中傷行為や差別を助長・拡散する行為の取り締まりと被害者の救済及び支援を強化することが求められています。</p> <p>埼玉県議会は、2022年7月7日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を可決し、8日に施行されました。県条例は、第3条で「部落差別の禁止」を謳い、具体的な4つの事例をあげています。その中の一つに「インターネットでどこが同和地区であるとか、誰が同和地区出身者であるという情報を提供することは部落差別に当たるので禁止する」としています。また昨年、法務省が公表したインターネット上の人権侵犯事件は1,721件で、そのうち「どこが同和地区だ」という識別情報は414件を数え、高水準を示しています。</p> <p>従って、埼玉県条例と法務省の報告を踏まえるならば、インターネットにこの条例の適用範囲や具体的な規制内容に関してもっと検討が必要です。例えば、誹謗中傷行為の定義や判断基準、違反行為の報告手続きなど、明確な基準や指針が示されるべきです。</p>	—	1	<p>施策の運用等については、素案第14条において、別に定めると規定しており、具体的には、実施計画、実施要領などにより規定することを想定しています。</p> <p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p> <p>※誹謗中傷等の定義については、意見番号8で回答</p>	素案のままいたします。
32	<p>【その他】</p> <p>①さいたま市が条例化するテーマと思えない。国が取り組むべき内容である。制定ありきで進めないでほしい。廃案を希望する。</p>	—	1	<p>本プロジェクトチームの所掌事項は、議員が提出する政策条例の立案に関する事項を調査審議し、政策条例の案を策定することです。条例案決定後は、議員提出議案として議会で審議することとなります。</p> <p>なお、現在「インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案」が国会で審議されており、法律案では、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、インターネット誹謗中傷対策に関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定していることを申し添えます。</p>	素案のままいたします。
33	<p>【その他】</p> <p>①何が、「相手の人権を損ねるような投稿」なのか分からない人が多いです。特に、正義感からの投稿は問題です。ですので、何が、「相手の人権を損ねるような投稿」なのか、理解してもらう必要があります。このため、学校や地域で学習する機会を設けることが必要と思います。</p>	—	1	<p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。
34	<p>【その他】</p> <p>①さいたま市に所在する埼玉朝鮮初中学校の学生にも意見を聞くべき。</p> <p>②何かあるごとに嫌がらせを受ける朝鮮学校関係者へのヒヤリングを実施して欲しい。</p>	—	2	<p>本プロジェクトチームでは、多くの方からのご意見を伺うために、令和5年12月12日から1か月間意見募集を行いました。</p>	素案のままいたします。
35	<p>【修正意見なし】</p> <p>①インターネットリテラシーはもちろん、表現の自由の意味の取り違いや製作物の作者や事業者の損害など、人権が守られた上で語られるべき内容である、ということも双方が理解できることが重要である。(例えば、行政のポスターにふさわしくない服装のキャラクターに対して、ふさわしくないという批判をした人に対して、キャラクター製作会社に損害を与えたからという理由で危害を加えるのはおかしい)</p> <p>行為者の相談に応じることで、問題解決につながればと考える。この条例が被害者救済になれば、画期的であると思うので、制定に期待しています。</p>	—	1	<p>いただいたご意見は、市執行部と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のままいたします。

■ 集計結果

意見提出者数	33名
意見項目数	35件
修正項目数	3件